○農林水産省
国土交通省告示第三号

漁船特殊規程（昭和九年逓信省農林省令）第五十一条の七第一項の規定に基づき、漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示

漁船の基準を定める告示（平成十四年農林水産省国土交通省告示第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改め、同条第二項中「消防設備の基準を定める告示」を「船舶の消防設備の基準を定める告示」に改め、「第三十八条第三号」の下に「及び第四号」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千二百二十号

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百十五条の四の三、第百二十二条の四第一項第一号及び第二号並びに同条第三項、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条、第三十六条第一項、第五十三条第一項及び第五十七条の三第二項並びに船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第十六条第一項第二号（第二十七条第一項において準用する場合を含む。）、同条第二項、第二十七条の八第二項並びに第二十七条の十二第一項の規定に基づき、船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示

（船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示の一部改正）

第一条　船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「出入口及びはしごは、」を「一方の出入口及びこれに通じるはしごは、他方の出入口及びこれに通じるはしごと」に改め、同項に次の一号を加える。

四　傾斜しているはしごにあっては、はしごの下面に開口が設けられていないこと。ただし、はしごが火災による危険から防護されている場合は、この限りでない。

同条第二項に次の一号を加える。

四　前項第四号に掲げる要件

同条第三項を次のように改める。

3　規程第百二十二条の四第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　二の出入口は、相互にできる限り離れた位置に配置されたものであること。

二　外洋航行船にあっては、少なくとも一の出入口が、当該区域の外部に至る場所まで火災による危険から防護された通路に通じるものであること。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正）

第二条　船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「船舶」の下に「（移動式放水モニターを備え付ける船舶を除く。）」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

（水噴霧ランス）

第八条の二　水噴霧ランスは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　水を噴霧することができるものであること。

二　コンテナの壁を貫通することができる鋭い突起のついたノズルを備え付けていること。

三　消火ホースに取り付けることができるものであること。

四　第四条第一項第二号に掲げる要件

（移動式放水モニター）

第八条の三　移動式放水モニターは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　管海官庁が適当と認める構造のものであること。

二　射水及び噴霧両用のものであること。

三　毎分千リットル以上の水を放出し、かつ、射水を暴露甲板上又はその上方に積載されたコンテナの最上段まで到達させることができるものであること。

四　第四条第一項第二号及び前条第三号に掲げる要件

第十八条第一項を次のように改める。

固定式イナート・ガス装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　貨物タンク内のガスの状態が不活性となるように、酸素含有率が体積で五パーセント以下のイナート・ガスを必要に応じて貨物タンクに供給することができること。

二　新鮮な空気を貨物タンクに注入する場合を除き、貨物タンク内のガスの酸素含有率が体積で八パーセントを超えないようにすることができ、かつ、貨物タンク内を大気圧より高い圧力に維持することができること。

三　人が貨物タンク内に入る場合を除き、通常、新鮮な空気を貨物タンクに注入する必要が生じないものであること。

四　荷揚げの後、空の貨物タンク内の炭化水素ガスその他の可燃性ガスを減少させるため、イナート・ガスにより貨物タンク内のガスを置換することができること。

五　貨物ポンプの最大容量の百二十五パーセント以上に相当する供給率でイナート・ガスを供給することができること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

六　腐食のおそれのある構成部品は、適正な材料で作られたものであること。

七　貨物タンクに生じる圧力が貨物タンクの試験圧力を超えないものであること。

八　可視可聴警報装置が表示する事項について、所定の値に達したときに固定式イナート・ガス装置及び構成部品が自動的に閉鎖するための措置が講じられたものであること。

九　イナート・ガス発生装置の排出口には、適当な閉鎖装置が取り付けられていること。

十　イナート・ガス供給管内のイナート・ガスの酸素含有率が体積で五パーセントを超えた場合にイナート・ガスを自動的に大気中へ排気することができること。

十一　始動時の機能を安定させるための装置が取り付けられていること。

十二　新鮮な空気を貨物タンクに注入するために送風機が用いられる場合には、送風機の吸気側に適当な閉鎖装置が取り付けられていること。

十三　次に掲げる逆流防止装置をそれぞれ備え付けていること。

イ　次に掲げる要件に適合するウォーター・シール（ウォーター・シールと同等の装置を含む。）

(1)　十分な量の水を供給することができる二個の互いに独立したポンプが備え付けられていること。

(2)　給水管及びドレン管は、管海官庁が適当と認めるものであること。

(3)　貨物タンクの試験圧力に相当する圧力において、固定式イナート・ガス装置への蒸気又は液体の逆流を防止することができること。

(4)　ウォーター・シールの氷結を防止するための措置が講じられていること。

ロ　次に掲げる要件に適合する逆止弁（逆止弁と同等の装置を含む。）

(1)　第十三号イのウォーター・シールの下流側におけるイナート・ガス供給管の管海官庁が適当と認める位置に取り付けられていること。

(2)　積極閉鎖装置が取り付けられていること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。